大磯町監査公表第3号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき提出された大磯町職員措置請求について同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年5月6日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 清田文雄

磯監第 28 号 令和 3 年 4 月 30 日

請求人 様

大磯町監査委員 脇 國 廣

大磯町監査委員 清 田 文 雄

大磯町職員措置請求の監査結果について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、令和3年3月9日付けで提出されました大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求人

(略)

第2 請求の内容

請求人から令和3年3月9日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面(以下「監査請求書」という。)の内容を以下にまとめる。

第1 請求の要旨

1. 請求の対象職員

中﨑久雄大磯町町長、吉川淳一税務課長

2. 財務会計上の行為

学校法人東海大学の所有する大磯町月京所在の土地 12316.1 ㎡及び家屋 20195.96 ㎡の固定資産税を地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に該当すると 非課税とし、賦課徴収を懈怠した行為。

ただし、本監査の精査によって「直接教育の用に供する固定資産」と認められる部分については省く。

3. 理由

(1)大磯町は非課税の理由について、地方税法第348条第2項第9号「学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」に該当するとした。

オンブズマン大磯は令和2年2月28日、町長私書箱(平成目安箱)に本件に関して『税の徴収は「公平」「公正」に(東海大学付属大磯病院の固定資産税について)』を投書した。同年3月8日付返答では、『医学部を有する当該法人にとって必須のものであるため「直接保育又は教育の用に供する」部分については非課税とする』と述べる。

しかし、医学部を有する当該法人にとって必須のものであるから所有する家屋、土地が非課税であるとはいえず、「直接保育又は教育の用に供する」 具体的事由例えば「直接教育の用に供する専用の教室」等の具体的な説明こそが「必須のもの」である。しかし、肝心のその点についての説明はまったく無い。

一方、コンビニエンスストアについては、さすがに非課税は誤りだったと認め、令和2年5月に税額を更正し追徴課税した。しかし、例えば平成26年3月に新築された「直接教育の用に供する」とはとても想定することができない「用途:病院事務棟」について、大磯町は当初家屋として課税したものの翌平成27年3月に所有者から提出された非課税申告を教育の用に供することの精査もなく承認し、非課税にした。

その他についても該当する具体的事由および資料はなにもなく、議会で 追及されても令和2年度も非課税を継続している。

そもそも、東海大学付属大磯病院は、名称は学校だが実質は病院である。 直接教育の用に供する固定資産とする証拠、根拠の類もない。

教育の用に供すると認定するならば実施したはずの大磯町のその調査、精査の類の資料も提示されないから「直接教育の用に供する固定資産」はそもそも精査されていない。むしろ、「直接教育の用に供する固定資産」には全く考慮せず、病院の敷地とみることができるか否かの誤った判断基準で非課税とした。そうするとコンビニエンスストアを非課税としていた誤謬も合点がいく。

- (2) 監査結果(令和2年11月4日)の雑駁な判断

非課税制度には、二つの種類がある。一つは、固定資産の所有者からみて課税することができないもので、いわゆる「人的非課税」、もう一つは固定資産の性格又は用途により非課税となるもので、いわゆる「物的非課税」あるいは「用途非課税」と言われるものである。

「人的非課税」は、所有者の性格によるものだが、その所有者としては「国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区」とされている。(地方税法 348 条 1 項)

これらが所有する固定資産の典型的なものとしては、役所の庁舎、公立 学校などが該当する。もちろん、所有するからといって所有するもの全て ではなく、「直接教育の用に供する固定資産」だけが非課税対象となる。 学校法人東海大学は私立大学であるからこれには該当しない。

「物的非課税」は、墓地、公衆用道路などのほか、宗教法人、学校法人 (第348条第2項第9号)、社会福祉法人等が所有している固定資産の場合になる。その範囲は、学校法人の場合は「直接保育又は教育の用に供する固定資産」に限定される。つまり、「直接保育又は教育の用に供する」という要件がなければ非課税にはならない。

医学部附属病院との名称があるから、つまり学校法人が所有するから といって非課税となるのではない。

- イ 「直接保育又は教育の用に供する固定資産」の意義について判例は
- (i)直接保育又は教育の用に供するとは、直接保育又は教育のためにのみ 使用されることを常態とするものをいい、単に教育の用に供されること

があるというだけではこれに該当しないと解すべきである。(平成5年11月29日神戸地裁)

(ii)「直接保育又は教育の用に供する固定資産」とは、固定資産税の賦課期日における現況において、当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態としている固定資産をいう。(平成25年2月6日東京地裁)とされているとの請求者の主張に対し監査委員は、その意義について検討せずに、2例を「本件とは同じ状態のものとは考えられない。」とした。

しかし、2例は共に地方税法第348条第2項第9号「学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」を非課税とする条文の解釈について述べている。

(i)は直接保育又は教育の用に供するとは、「教育のためにのみ使用されることを常態とするもの」と解釈し、(ii)は直接保育又は教育の用に供する固定資産とは、「教育活動が実施されることを常態としている固定資産」とより具体的な文言を呈して解釈している。

「直接保育又は教育の用に供する固定資産」の法的解釈が請求人の主張の根幹であるから、請求人がこれらを判例として提示したことには理由があり、監査委員の「本件とは同じ状態のものとは考えられない。」との主張論旨は的が外れていて不当である。

以上、これらのことから、当該固定資産税の非課税措置は賦課徴収を懈怠するものであり、地方税法に違反し違法である。

第2 求める措置

- 1 大磯町町長は可及的速やかに所有者に対し固定資産税の更正決定をし 追徴課税せよ
- 2 大磯町町長は、更正決定に係る除斥期間が経過し徴収が不可能になった平成27年度分は、町長としての指揮監督上の重大な義務違反を犯した中崎久雄、担当税務課長吉川淳一に連帯し大磯町に損害賠償するよう命ぜよ

第3 添付資料

- 書証1 行政情報公開決定通知書 令和2年6月12日大磯町発行 立証趣旨:非課税の土地及び建物の明細
- 書証2 平成目安箱中崎町長宛投稿文書 令和2年2月28日オンブズマン 大磯発行

立証趣旨:税の徴収は「公正」「公平」に(東海大学付属大磯病院の固定資産税について)と題し是正を求めた。

- 書証3 書証2に対する回答 令和2年3月18日大磯町発行 立証趣旨:コンビニエンスストアについては「直接教育の用に供す る固定資産」ではないと認めたものの、その他すべてがど のような教育目的の「直接教育の用に供する固定資産」な のか述べず、非課税としたこと
- 書証4 行政情報一部公開決定通知書 令和2年4月7日大磯町発行 立証趣旨:直接教育の用に供する固定資産を具体的に検討するこ となく、附属病院の敷地に該当するか否かで非課税とし たことの判る資料
- 書証5 固定資産税非課税申告書に係る情報提供について(行政文書不開 示処分取消請求訴訟(平成29年(行ウ)第61号)による非開示情 報の開示)令和元年6月7日大磯町発行 立証趣旨:固定資産税非課税申告書 東海大学の土地および病院 事務棟
- 書証6 固定資産税非課税申告書に係る情報提供について(行政文書不開示処分取消請求訴訟(平成29年(行ウ)第61号)による非開示情報の開示)平成31年2月27日大磯町発行立証趣旨:固定資産税非課税申告書の添付資料(東海大学発行)土地:なし 病院事務棟:設計概要書
- 書証7 監査結果 令和2年11月4日 大磯町監査委員発行 立証趣旨:調査もせずに、税務課の主張をそのまま監査結果とした 監査委員の雑駁な判断のかずかず

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙書証を添え必要な措置を請求 する。

第3 請求の受理

令和3年3月9日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。)については、地方自治法(以下「法」とい う。)第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理 した。

第4 監査の実施

1 監查対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固 定資産税の非課税が適用された案件について、地方税法(昭和25年法律第 226号)及び大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号)、同施行規則(昭 和50年大磯町規則第6号)に基づいて、適正かつ公平な運用がなされているか、また、厳正に判断がされているかについて監査対象事項とした。

2 監查対象部署

政策総務部税務課

3 監査の期間

令和3年3月9日から令和3年4月27日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和 3 年 3 月 9 日に提出された。

- 5 関係職員の調査
 - (1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、予備監査として令和3年4月7日に政策総務部税務課長及び資産税係長から、また、本監査として令和3年4月14日に政策総務部長、政策総務部税務課長及び資産税係長から事情聴取を行った。

(2) 調査の要旨

本件監査対象に係る固定資産税の非課税手続きについては、以下のとおりである。

ア 非課税について法等に則った処分はされているか。

イ 非課税の対象範囲に間違いはないか。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員 の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地方税法における非課税に関する規定と運用

地方税法(昭和25年法律第226号)は、固定資産税の非課税の範囲として第348条第2項において、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。」とし、具体的に同項第9号において「学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産・・・・」としている。

(2) 大磯町町税条例等における非課税に関する規定

大磯町町税条例 (昭和 50 年大磯町条例第 6 号) 第 18 条の 2 に 「法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 10 まで、第 11 号の 3 から第 11

号の5まで、第12号又は第16号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。・・・・」としている。

大磯町町税条例施行規則(昭和50年大磯町規則第6号)第9条に「法、 条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる納付書、証明書、申 告書等は、同表の当該右欄に掲げる文書の様式とする。」とし、第12号 様式の2に非課税申告の様式が定められている。

(3) その他非課税についての運用解釈等

固定資産税実務提要(株式会社ぎょうせい・刊)において法第348条第2項第9号関係として

- 問 大学所有の附属病院の敷地、その建物及びその設備する償却資産 に対しては課税することができるか。
- 答 附属病院は法第 348 条第 2 項第 9 号の非課税規定に該当するもの として取り扱うことが適当である。

としている。

2 判断の理由

- (1) 本件監査請求の理由から固定資産税の非課税措置が法等に則った処理に該当してるかについて、以下のとおり判断した。
 - ① 請求の学校法人東海大学の所有する大磯町月京所在の土地 12316.1 m²及び家屋 20195.96 m²の固定資産税を非課税として賦課徴収を懈怠した行為について
 - ア 請求人は、「医学部を有する当該法人にとって必須のものであるから所有する家屋、土地が非課税であるとはいえず、「直接保育又は教育の用に供する」具体的事由例えば「直接教育の用に供する専用の教室」等の具体的な説明こそが「必須のもの」である。」また、「コンビニエンスストアについては、さすがに非課税は誤りだったと認め、令和2年5月に税額を更正し追徴課税した。しかし、例えば平成26年3月に新築された「直接教育の用に供する」とはとても想定することができない「用途:病院事務棟」について、大磯町は当初家屋として課税したものの翌平成27年3月に所有者から提出された非課税申告を教育の用に供することの精査もなく承認し、非課税にした。」とし、当該非課税措置を行ったことは違法であると主張しているが、法の規定では、非課税案件に該当し、当該対象物件の中には、法により非課税から除外すべきとされるものは、含まれていない。また、固定資産税実務提要においても「附属病院は法第348条第2項第9号の非課税規定に該

当するものとして取り扱うことが適当である。」としていることから非課税措置を行ったことは、違法ではない。

- イ 請求人は、「そもそも、東海大学付属大磯病院は、名称は学校だが 実質は病院である。直接教育の用に供する固定資産とする証拠、根拠 の類もない。」とし、当該非課税措置を行ったことは違法であると主 張しているが、固定資産税実務提要に「附属病院は法第348条第2項 第9号の非課税規定に該当するものとして取り扱うことが適当であ る。」とされていることから非課税措置を行ったことは、違法ではな い。
- ウ 請求人は、「教育の用に供すると認定するならば実施したはずの大 磯町のその調査、精査の類の資料も提示されないから「直接教育の用 に供する固定資産」はそもそも精査されていない。むしろ、「直接教 育の用に供する固定資産」には全く考慮せず、病院の敷地とみること ができるか否かの誤った判断基準で非課税とした。」と主張している が、非課税措置をする前に現地を確認し、課税すべき部分の駐車場や 山林の一部は、既に課税処理がされており事務の懈怠はない。

② 請求人が提示する判例について

2点の判例が提出されているが、いずれも請求人が「直接保育又は教育の用に供するとは、直接保育又は教育のためにのみ使用されることを常態とするものをいい、単に教育の用に供されることがあるというだけではこれに該当しないと解すべきである。」という主張に取り上げている判例である。以下にこれらの判例について述べる。

ア 平成5年11月29日神戸地裁の判決である。この判決は、学校法 人所有の学校用地に対する特別土地保有税に係る非課税土地否認決 定が適法とされた事例と思われる。

この判決は、計画が放置され実行されずに教育の用に供する施設が整っていない状況について出されたものであり、本件と同じ状態のものとは考えられない。

イ 平成25年2月6日東京地裁の判決である。この判決は、固定資産 税及び都市計画税の賦課決定処分が適法とされた事例と思われる。

この判決は、病院及び臨床実習施設が賦課期日において建築中であり、施設が使用できず、前段の活動が実施されることを常態とするものに当たらない状況について出されたのであり、本件と同じ状態のものとは考えられない。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする固定資産税の土地及び家

屋の非課税措置については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。